

重 要

平成 30 年 6 月 15 日

会員 各位

年会費納入のお願い(最終通知)

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会運営にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、過日、ご案内差し上げましたとおり、本会会員の皆様には、定款細則Ⅱ-1 及びⅡ-4 に基づき、平成 30 年度年会費を昨年度末(3 月 31 日)までに納入していただいておりますが、貴方様におかれましては、6 月 13 日現在、納入の確認が取れておりませんのでお知らせ致します。

つきましては、重ねてのお願いで誠に恐縮ですが、先日送付致しました請求書にて必ず 6 月 30 日までに納入をお願いします。

期日までに納入がない場合は、定款第 10 条(1)に基づき、会費未納により退会の手続きがなされますのでご注意ください。

尚、お手元に請求書がない場合は、再度送付致しますので、至急本会までご連絡ください。

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

【喪失事項】 退会処理後は、以下の会員権利が損失致します

- ・新人教育プログラム、認定理学療法士・専門理学療法士取得等の生涯学習の履歴
- ・理学療法士賠償責任保険の加入
- ・各種研修会・講習会への会員割引料金での参加
- ・日本理学療法学会大会への無料での演題登録
- ・学術論文誌「理学療法学」ならびに会報誌「JPTA NEWS」の年 6 回の送付
- ・会員限定公開の学術情報(理学療法に関する各種ガイドライン等)
- ・国際情報等の入手
- ・福利厚生サービス「クラブオフ」の利用

※退会処理施行後、再度本会への在籍をご希望いただく場合には、改めて入会手続きが必要となります。 その場合は、生涯学習の履修は再度取得が必要です。

いかなる理由があろうとも、以前ご在籍時の生涯学習履歴の移行は出来兼ねます。

【問い合わせ】 公益社団法人 日本理学療法士協会

会員・会費管理担当

TEL:03-6804-1421

E-mail:billing-chg@japanpt.or.jp

※ 6 月 14 日以降に納入された方、口座振替にて 6 月 27 日引落予定の方は、入れ違いで本書が届いている場合がございます。予めご了承ください。